

**女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画(市町村)**

平成28年6月10日

美 里 町 長

美里町教育委員会

美里町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年6月10日
美里町 町長 上 田 泰 弘
美里町教育委員会 教育長 吉 永 公 力

美里町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、美里町長、美里町教育委員会教育長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年6月10日から平成33年3月31日までとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、美里町特定事業主行動計画策定・実行委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、美里町長、美里町教育委員会教育長において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、美里町長、美里町教育委員会教育長において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- 平成32年度までに、係長相当職以上の、職員に占める女性割合を、平成26年度の実績(5%)より5%以上引き上げ、10%以上にする。
- 平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のため休暇の取得割合を50%以上にする。
- 平成32年度までに、職員の年次休暇平均取得日数を平成26年度の実績(10日)より2日以上引き上げ、12日以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

- 平成30年度より、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に活用する。
- 平成29年度より、ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価を実施する。
- 平成28年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- 平成28年度より、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員(又は人事担当部局)による面談を行い、各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のため休暇等)の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。
- 平成28年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。

(以上)